

平成 29 年 2 月 8 日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款の許可に関する意見徴収について 意見を回答しました。

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第3条第1項に規定する託送供給等約款の認可について審査を行い、当該認可を行うことに異論がない旨を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」という。)の一部施行により、特定卸供給を行う事業を営む者(ネガワット事業者)が一般送配電事業者から電力量調整供給(インバランス供給)を受けることが可能となります。

これに向け、一般送配電事業者は、改正法附則第3条第1項の規定に基づき、平成28年10月31日付けで経済産業大臣に対し、ネガワット事業者が電力量調整供給を受ける際の料金その他の供給条件を定めた託送供給等約款の認可申請を行いました。これを受け、経済産業大臣から、改正法附則第3条第5項の規定に基づき、平成28年11月1日付けで本委員会に対し意見照会が行われました。

審査の結果、認可申請があった託送供給等約款は、改正法附則第3条第2項の各号のいずれにも適合していると認められるため、本委員会として、当該認可を行うことに異論がない旨を経済産業大臣へ回答したことをお知らせします。

2. 添付資料

託送供給等約款の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 ^{つねとう} 恒藤

担当者: 折居、小松、竹岡

電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)